

健康関連展示会等出展支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 健康関連展示会等出展支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 県内企業が、自社で開発した新製品、新サービス、新技術（以下「新製品等」という。）を基に健康関連産業分野への新規参入や販路開拓を目的として県外で開催される展示会や見本市（以下「展示会等」という。）へ出展する際に、公益財団法人かがわ産業支援財団（以下「財団」という。）が支援を行うことにより、県内の健康関連産業の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者及び補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、健康関連産業分野の展示会等に新製品等を出展しようとする者で、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内に本社又は事業所を有する企業であり、かがわ健康関連製品開発フォーラムの会員であること
- (2) 申請を行う企業の代表者及び役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと
- (3) 県税に未納税額がないこと

2 対象となる展示会等は、県外で開催される健康関連産業（医療、介護、自立支援、健康増進、疾病予防等に関する製品・サービス）に関わる分野の全国的な規模のものに限る。

3 国、県及び外郭団体等の公的団体から補助・助成を受ける事業については、補助対象から除外する。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、財団が第7条の規定による交付の決定を行った日から補助事業が完了した日又は当該会計年度の2月末日のいずれか早い日までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が、展示会等に出展しようとする際の基本小間（1小間に限る。）の借上料とする。ただし、35万円を上限とし、消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。なお、算出された額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、あらかじめ財団が定める期日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に財団が必要と認める書類を添えて、財団に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 財団は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、必要に応じて、財団が別に設置する審査委員会の意見を聴いてその内容を審査し、適正と認められるときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、補助金交付申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 財団は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付決定をしない場合)

第8条 財団は、前条の規定にかかわらず、申請者が、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、財団が別に定める場合を除き、補助金の交付の決定をしないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(申請の取下げ)

第9条 申請者が、第7条第1項の規定による通知を受領する前に補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付申請取下書（様式第2号）を財団に提出しなければならない。

2 第6条第1項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第7条第1項の補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、その交付決定の通知を受領した日から15日以内に交付申請取下書（様式第2号）により交付申請を取り下げることができる。

3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(補助事業の内容の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）に財団が必要と認める書類を添えて、財団に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助の目的及び補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更、その他補助事業の細部の変更を行う場合を除く。

2 財団は、前項の申請に係る承認に当たっては、必要に応じ条件を付し、変更の指示をすることができる。

3 補助事業者は、代表者や住所に変更が生じた場合等、補助金交付申請書の記載内容に変更が生じた場合（第1項の規定により承認を受けなければならない場合を除く。）は、速やかにその内容を財団に報告しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を財団に提出し、承認を受けなければならない。

2 財団は、前項の申請に係る承認に当たっては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は前条の規定による中止又は廃止の承認を受けたときは、その日から起算して20日を経過した日又は当該会計年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)に財団が必要と認める書類を添えて財団に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 財団は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、速やかにその内容を審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第10条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第6号)によりその内容を補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、精算払請求書(様式第7号)により、財団に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の支払)

第15条 財団は、前条の規定による補助金の交付の請求を受けたときは、速やかにその内容を確認し、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 財団は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第7条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が補助事業に関して虚偽申請等不適当な行為をしたと認められるとき
- (2) 補助対象の要件を満たさなくなったとき
- (3) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、その他法令等又はこれに基づく処分に違反したとき
- (4) 補助事業を実施しないとき、又は実施する意志が認められないとき
- (5) 補助事業を中止し、継続して実施する見込がないとき
- (6) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき

2 前項の規定は、第13条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第17条 財団は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(補助金の経理)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と区分し、当該補助事業の収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定の通知を受けた日の属する会計年度の終了する日から5年間、保存しなければならない。

(成果の報告)

第19条 補助事業者は、展示会等出展の6カ月経過時点の出展成果の状況を、成果報告書(様式第8号)により、速やかに財団に報告しなければならない。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。